

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては金融庁長官が財務省財務（支）局長を直接指揮監督することとしている。

また、金融庁と財務省財務（支）局との間の十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得る観点から、金融庁幹部が各財務（支）局に赴き、地元金融機関等を対象として金融庁が取り組んでいる施策等について説明及び意見交換を行っている（13事務年度は、8～9月に全国11財務（支）局で実施。 ）。

1. 財務局長会議

財務（支）局長をメンバーとする会議で、年4回（平成13事務年度は、7、10、1、4月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長をメンバーとする会議で、年2回（13事務年度は、11、3月）、定例的に開催している。会議には、各財務（支）局理財部次長、検査監理官及び金融監督官並びに東京財務事務所次長もオブザーバーとして参加している。

（上記のほか、各局において、財務（支）局の課長クラス等を対象とした会議を開催している。）